

東京大学における情報システムの運営に関する基本規則

平成22年5月27日

役員会議決

東大規則第6号

[沿革](#)

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）において、教育研究活動を支え、法人業務の基盤となる情報システムに関し必要な体制及び基本的事項を定め、もって情報システムの安全かつ戦略的な運営に資することを目的とする。

(情報システム戦略)

第2条 本学における情報システム戦略とは、本学の運営方針に沿った情報システムの整備及び運営に関する計画及び方針のことを指す。

(最高情報責任者)

第3条 本学の情報システム戦略について提言し、及び情報システムに関する事項について総括的に意思決定する者として、総長の下に、最高情報責任者（以下「CIO」という。）を置く。

2 CIOは、情報システムを担当する理事又は副学長をもって充てる。

3 CIOは、情報システムに関する専門的な知識及び経験を有する者をCIO補佐として置くことができる。

4 CIOに事故があるときは、CIOがあらかじめ指定する者が、その職務を代行する。

(情報システム戦略会議)

第4条 本学における情報システム戦略を策定するため、CIOの下に、情報システム戦略会議を置く。

2 情報システム戦略会議に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、情報システムの運営に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この規則は、平成22年5月27日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学における情報システムの運営に関する基本規則

体系情報

□第6編 設備及び附属施設の管理・使用

沿革情報

◆平成22年05月27日 役員会議決

◇令和06年03月21日